

私立学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第30号

私立学校規程の一部を改正する規則

私立学校規程（昭和26年静岡県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審議会の委員の定数)</p> <p>第6条 私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第9条第1項</u>の規定に基づく静岡県私立学校審議会（以下「審議会」という。）は、委員15人をもって組織する。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第8条 私立学校法<u>第63条第2項</u>（<u>第64条第5項</u>において準用する場合を含む。）の証明書は、別記様式によるものとする。</p>	<p>(審議会の委員の定数)</p> <p>第6条 私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第8条第1項</u>の規定に基づく静岡県私立学校審議会（以下「審議会」という。）は、委員15人をもって組織する。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第8条 私立学校法<u>第136条第2項</u>（<u>第152条第6項</u>において準用する場合を含む。）の証明書は、別記様式によるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第8条関係）

（第1面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日交付	
	年 月 日限り有効	
印		

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

2 地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和4年静岡県規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
次に掲げる法律、条例及び規則(以下これらを「法令」という。)の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (1)～(5) (略) <u>(6) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第63条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)</u> (7)～(36) (略)	次に掲げる法律、条例及び規則(以下これらを「法令」という。)の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (1)～(5) (略) <u>(6) 削除</u> (7)～(36) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。